

運営規程

【小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護】

(事業の目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人 鴻鵠の会（以下「事業者」という）が開設する小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業所「おたっしや倶楽部おおみや」（以下「事業所」という）の適正な運営を確保することを目的とする。

そのため、事業所における人員配置及び管理運営に関する事項を定め、従業者が要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「介護サービス」という）を提供するものとする。

2 「通い」「泊り」「訪問」「居宅」等の機能を利用者の視点に立って複合的に組み合わせ、利用者の心身の状況や生活環境の変化に応じて、継続的かつ包括的にサービスを提供する「小規模多機能型居宅介護等」の地域密着型サービスの提供を目指す。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の従業員は、要介護者等の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し関係市町村、居宅介護支援事業者及び、他の居宅サービス事業者、並びにその他の保健医療サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業の提供に当たっては、介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、その他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

5 事業を提供するに当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービス、または福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

また、利用者の健康管理を適切に行うため、主治医との密接な連携に努めます。事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供、及び保健医療サービス、又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

6 事業所は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。

自らその提供する事業所の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図る。

7 事業は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行うこととする。

事業所は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。

事業の提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画（以下「小規模多機能型居宅介護計画等」という）に基づき、漫然かつ画一的にならないよう利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこととする。

事業所従業者は、事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。

事業の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない。

身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録する。

事業所は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続かないようにします。登録者が通いサービスの利用していないにおいては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話による見守り等を行う等、登録者の在宅生活を支えるために適切なサービスを提供する。

8 管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

9 管理者は、介護支援専門員に、小規模多機能型居宅介護計画等の作成に関する業務を担当させます。小規模多機能型居宅介護計画等の作成に当たっては地域における活動への参加への機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。

介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の事業所従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するために具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画等を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。

介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画等の作成に当たって、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。

介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画等を作成した際には、当該小規模多機能型居宅介護計画等を利用者に交付する。

介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画等の作成後においても常に小規模多機能型居宅介護計画等の実施状況、及び利用者の様態の変化等の把握を行うとともに、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画等の変更を行う。

小規模多機能型居宅介護計画等の作成に係る規定は、小規模多機能型居宅介護計画等の変更についても準用するものとする。

10 事業の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、事業所が存在する市の職員、又は当事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し、おおむね2月に1回以上運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。

報告、評価、要望、助言等については記録を作成するとともに、それを公表するものとする。

この事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携、及び協力を行う等の地域との交流を図る。

この事業の運営に当たっては、提供した事業に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行うことに協力するよう努める。

11 事業を継続するよりも、地域密着型介護老人福祉施設等その他の施設への入所等が行われる方が利用者に対して適切な処遇が行われると認められる場合には速やかにそれらの施設への入所等が行われるよう、必要な措置を講ずるよう努める。

（サービスの拠点等）

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 おたっしや倶楽部 おおみや

（2）所在地 さいたま市大宮区吉敷町3丁目57番地1

（従業員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1人

管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 介護従業者

介護従業者は、利用者に対し介護サービスの提供に当たる。

常勤換算方法で通いサービスの利用者の数が3人、またはその端数を増すごとに、1名以上の介護従業者を配置する。(通いの利用者が12人の場合、4名配置)

日中、訪問サービスの提供に当たる介護従業者を1名以上配置する。

夜間の宿泊サービスの利用者がある場合、夜勤1名と宿直1名の計2名を配置する。

宿泊サービスの利用者がいない場合においては、登録者からの訪問サービス等の要請に対応できる体制を整える。

(3) 看護師又は准看護師

介護従業者の職員のうち1名以上の者を配置する。

看護師又は准看護師は、利用者の健康状態の確認、及び入浴介護等に必要な保健衛生上の業務を行う。

(4) 介護支援専門員

1人以上

居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に従事する。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間、サービス提供時間は次のとおりとする。

- ①営業日 : 月曜日から日曜日までの1日24時間、365日
- ②サービスの種類 : 通いサービス … 9時30分から16時30分まで
と営業時間 宿泊サービス … 16時30分から9時30分まで
訪問 (安否確認含む) … 9時30分から16時30分まで
- ③連絡体制 : 電話連絡等も含め24時間常時連絡が可能

(小規模多機能型居宅介護の利用定員)

第6条 利用定員は次のとおりとする。

- (1) 登録定員 29人
- (2) 通い定員 一日15人
- (3) 宿泊定員 一日 9人

2 事業所は、登録定員並びに通いサービス、及び宿泊サービスの利用定員を超えての提供を行わない。ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用は利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。

(介護サービスの内容)

第7条 介護サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援する。
- (2) サービスは、次条に定める介護サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。
 - ア 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助、日常生活上の世話等の生活、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。
 - イ 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - ウ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
 - エ 利用者や他の利用者の生命や身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
 - オ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意をはらう。

(介護サービス計画の作成)

第8条 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービス提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性等に配慮して、サービスの目標や当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。

- 2 介護支援専門員は、他の従業者と協議の上、介護サービス計画の原案を作成し、利用者や家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

(利用料その他の費用の額)

第9条 介護サービスの利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額と食事の標準負担の額とする。

- 2 その他の費用として、居住費、食費、その他通常必要となる日常生活上の便宜に係る費用で、その利用者に負担させることが適当と認められる費用の支払いを受けることができるものとする。

(1) 居住費 (宿泊に要する費用 1泊 3,700円)

(2) 食費 (食材料費+調理費 朝・昼・夕食 各700円)

(3) おやつ代 (1日300円)

(4) 利用者が選定する特別な食事の提供に要する費用 1,000円(1食あたり)

(5) 日常生活費 実費

日用品費 実費

理美容代 実費

行事参加費 実費

電気製品1台につき 50円/日

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業実施地域)

第10条 通常の事業実施地域は、さいたま市大宮区とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 サービスの利用に当たっては、利用者に以下の点に留意していただくものとする。

- 1 サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては入浴サービス等を中止する場合がある。
- 2 利用日当日に欠席する場合には、前日もしくは当日午前8時30分までに事業所に連絡をしていただく。
- 3 サービス提供上、他の利用者の方の迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をしていただくことがある。

(サービス提供に当たっての留意事項)

第12条 サービス提供に当たって、利用者の主治医からの指示事項等がある場合には、利用者の家族より申し出ることを義務として、利用者に即したサービス提供を行う。

- 2 利用者の体調不良等によって通所介護に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。
- 3 主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めておく。

サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整える。

(緊急時等における対応方法)

第13条 従業者は、介護サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ当該小規模多機能型居宅介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならないものとする。

(事故発生時の対応)

- 第 14 条 利用者に対する介護サービス等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
 - 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理)

- 第 15 条 介護サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
- 2 提供した介護サービスに関し、市町村が行う、文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 3 提供した介護サービスに関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 4 利用者からの介護サービスに関する苦情について、市町村が設置する相談窓口や援助機関からの調査・支援要請があった場合には、事業者はこれに協力するよう努める。

(非常災害対策)

- 第 16 条 施設は、消防法等の規程に基づき消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第 17 条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該施設所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

- 第 18 条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係施設者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者及びその家族の個人情報については、施設の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第 19 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
 - 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体的拘束等の適正化)

第20条 施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対して、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第21条 施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第22条 事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年12回

2 従業者は職務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に必要な事項は社会福祉法人鴻鵠の会理事長と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 元年12月 1日から施行する。

この規程は、令和 8年 2月 1日から施行する。